

記載要領等	相続税の申告書第1表、相続税の申告書第1表（続）
-------	--------------------------

第1表・第1表(続) 共通

1 「相続開始年月日」欄及び「生年月日」欄の元号は、下記の元号コードのうち該当するコードを記入してください。

《元号コード》

コード	元号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

2 2人以上の相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）がいる場合には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表及び第1表（続）（以下「第1表等」といいます。）には、共同して提出する相続人等の方のみを記載して提出してください。この場合において、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

(※) 法令上、相続税の申告書には、2人以上の相続人等が共同して提出する場合、一の申告書に連署して提出することとされています。

なお、申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の欄の右上部「参考記載」欄に「1」と記載して、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください。

(注) 「参考記載」欄に「1」と記載した相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

【記載例】

相 続 税 の 申 告 書 第 1 表										様式ID	NTA1KSE010010030	★			
															
年 月 日 提出		相続開始 年 月 日		元号		年		月		日		修正申告の場合、右欄に「1」と記入します。		※申告期限延長日 年 月 日	
提出先 F01		税務署長		年 月 日 N01		年		月		日		G01		年 月 日	
フリガナ		参考記載の場合「1」と記入（注1）		E01		E02		E05		E06		G72		参考記載 1	
氏名		E01		E02		E05		E06		G72		参考記載 1		E07	
個人番号又は法人番号		E01		E02		E05		E06		G72		参考記載 1		E07	
生年月日・年齢		E01		E02		E05		E06		G72		参考記載 1		E07	
郵便番号		E01		E02		E05		E06		G72		参考記載 1		E07	
住所		E01		E02		E05		E06		G72		参考記載 1		E07	

3 被相続人及び財産を取得した人の「年齢」欄は、相続開始の日における年齢を記入してください。

＜相続税申告書第1表、相続税申告書第1表（続） 記載要領等＞

4 「被相続人との続柄」欄は、下記の続柄コードのうち該当するものを記入してください。

《続柄コード》

コード	続柄
01	配偶者
11	長男
12	二男
13	三男
14	四男
15	五男
16	六男
17	七男
18	八男
19	九男

コード	続柄
21	長女
22	二女
23	三女
24	四女
25	五女
26	六女
27	七女
28	八女
29	九女
90	養子

コード	続柄
30	孫
41	父
42	母
51	祖父
52	祖母
61	兄
62	弟
63	姉
64	妹
10	子
99	その他

※1 「10 子」コードは、「11 長男」～「19 九男」又は「21 長女」～「29 九女」に該当しない子である場合に使用してください。

※2 「90 養子」と他の続柄いずれにも該当する場合には、「90 養子」を選択してください。

5 相続税の申告書を提出すべき者が申告書を提出せずに死亡した場合^(※)におけるその者（死亡した人）の「住所」、「氏名」等の欄には、その者の住所、氏名等を記入してください。この場合には、相続税の申告書第1表の付表1も併せて提出する必要があります。

(※) 詳細は、第1表の付表1の記載要領等の《使用目的等》を参照してください。

第1表

○ 税理士の方が、税理士法第30条（税務代理の権限の明示）又は第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、左下部「税理士法書面提出」欄の「30条」欄（G62欄）又は「33条の2」欄（G63欄）のうち該当する欄に「1」と記入してください。

修正申告の場合

○ この申告書が修正申告書である場合には、次の点にご留意ください。

- 1 申告書第1表の右上部のG01欄に「1」と記入してください。
- 2 申告書第1表の左下部E09欄に、異動の内容等を記入してください。なお、異動の内容等が書ききれない場合は、適宜の用紙に記載し、申告書と併せて提出するなどしていただいて差し支えありません。
- 3 申告書第1表又は第1表（続）の㊾欄が黒字のときは、100円未満を切り捨ててください。